

令和7年度

岡山県高等学校家庭科教育協会規約
岡山県高等学校教育研究会家庭部会規程
全国高等学校長協会家庭部会岡山県支部規約

岡山県高等学校家庭科教育協会
岡山県高等学校教育研究会家庭部会
全国高等学校長協会家庭部会岡山県支部

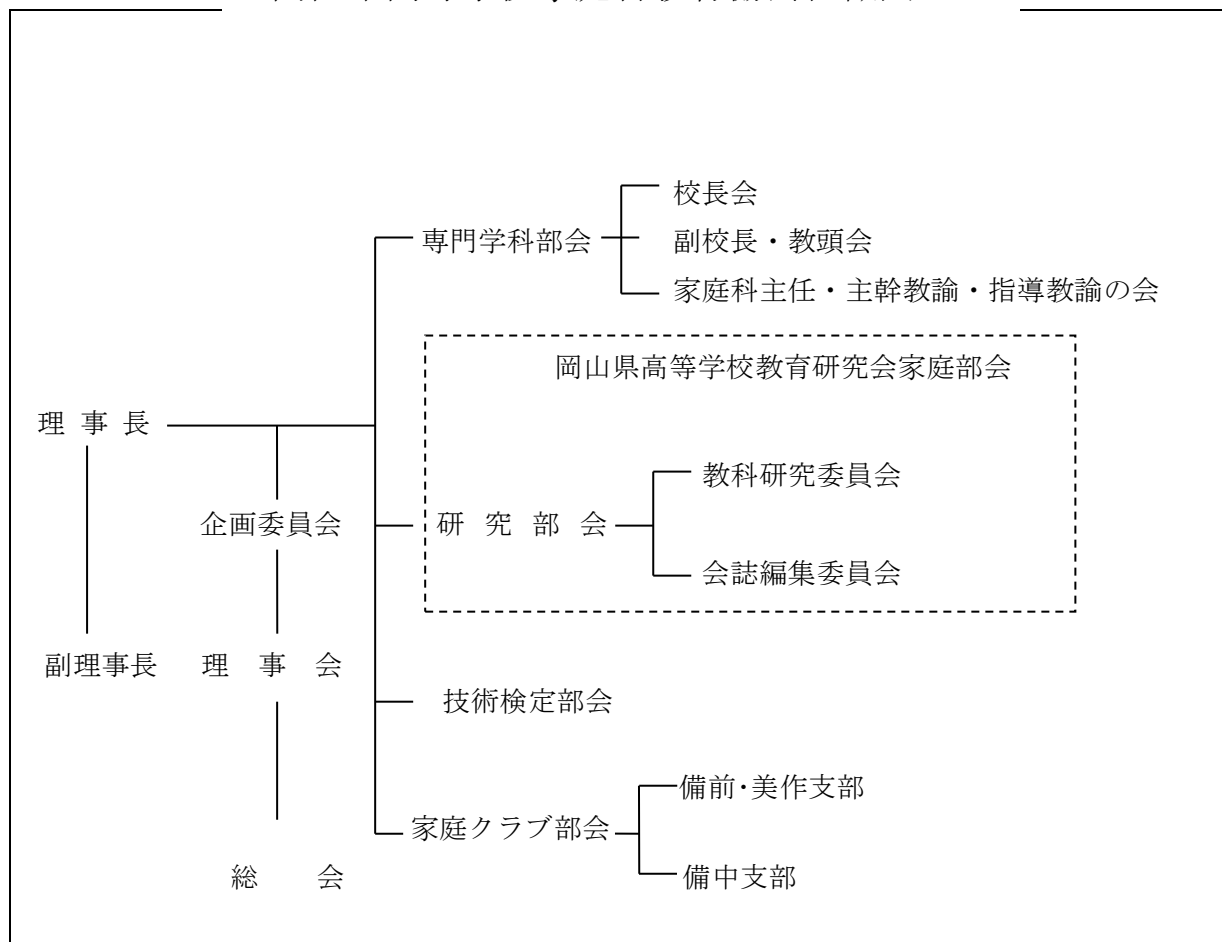
〒700-0933 岡山市北区奥田2丁目4番7号

岡山県立岡山南高等学校内

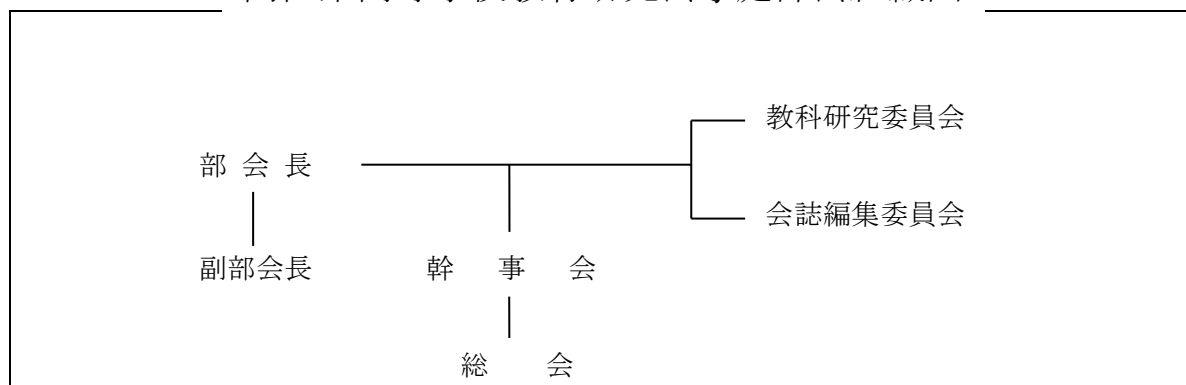
TEL 086-224-2226

FAX 086-224-2229

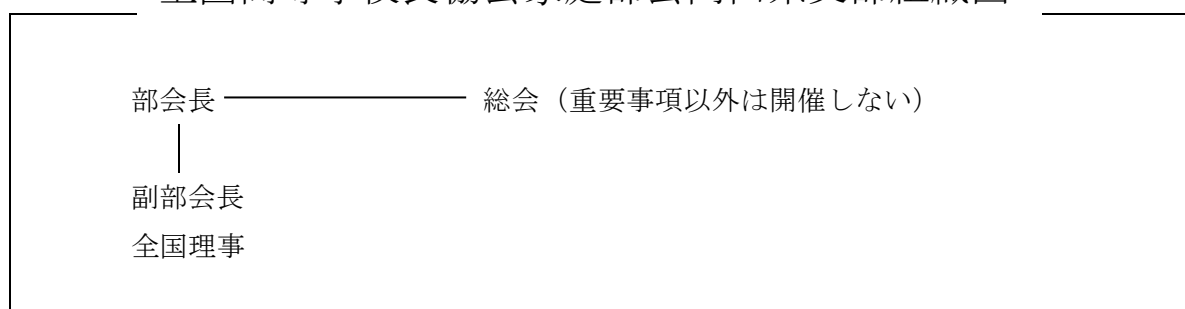
岡山県高等学校家庭科教育協会組織図



岡山県高等学校教育研究会家庭部会組織図



全国高等学校長協会家庭部会岡山県支部組織図



岡山県高等学校家庭科教育協会規約

第1条（名称） 本会は岡山県高等学校家庭科教育協会と称し、本会の事務局は理事長勤務の学校に置く。ただし、特別の事情がある場合は、理事長の勤務する学校以外の学校に置くことができる。

第2条（目的） 本会は家庭科教育の振興充実を図ることを目的とする。

第3条（組織） 本会は次の会員で組織する。（別表3参照）

- 1 高等学校（高等学校とは中等教育学校後期課程を含むものとする。
以下「高等学校」という。）の家庭科担当者（非常勤講師を除く）
- 2 家庭に関する学科を置く高等学校の校長
- 3 家庭に関する学科を置く高等学校の副校長・教頭（各校1名）
- 4 「家庭」を専門教科とする校長及び副校長・教頭（中等教育学校を含む。）
- 5 家庭コース・系列・類型等のある高等学校の校長及び副校長・教頭（各校1名）

第4条（機関） 本会に次の機関を設ける。

総会 理事会 企画委員会 部会 委員会

第5条（事業） 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 家庭科教育に関する調査研究
- 2 講習会、講演会、研究会、発表会等の開催並びに助成
- 3 緊急な事項の建議または公表
- 4 会員相互の研修と交流
- 5 その他家庭科教育振興に必要な事項

第6条（構成） 本会に次の部会を置き、その構成は次のとおりとする。

- 1 専門学科部会 校長会、副校長・教頭会、家庭科主任の会をもって部会を構成する。

（1）校長会

- ①家庭に関する学科を置く高等学校の校長
- ②「家庭」を専門教科とする校長（中等教育学校を含む。）
- ③家庭コース・系列・類型等のある高等学校の校長

（2）副校長・教頭会

- ①家庭に関する学科を置く高等学校の副校長・教頭（各校1名）
- ②「家庭」を専門教科とする副校長・教頭（中等教育学校を含む。）
- ③家庭コース・系列・類型等のある高等学校の副校長・教頭（各校1名）

（3）家庭科主任・主幹教諭・指導教諭の会（略称 主任の会 以下主任の会とする）

家庭に関する学科を置く高等学校の家庭（学）科主任、家庭コース・系列・類型等のある高等学校の家庭科主任、「主として専門学科において開設される教科」としての「家庭」に関する科目を置き（通信制で開講している場合は除く）かつ複数の家庭科常勤教員（教諭、講師等）が配置されている高等学校の家庭科主任及び家庭科の主幹教諭・指導教諭をもって構成する。なお、育児短時間勤務職員とその代員については2名であるが、1名とみなす。

2 研究部会 岡山県高等学校教育研究会家庭部会をあてる。教科研究委員会、会誌編集委員会の2委員会をもって部会を構成する。各委員会は委員をもって組織し委員長1名、副委員長1名を置く。委員長、副委員長の選出方法は別に定める。

3 技術検定部会 部会長、副部会長各1名を置き、その選出方法は別に定める。

4 家庭クラブ部会 部会長、副部会長各1名を置き、その選出方法は別に定める。

第7条（役員及び任期） 本会に次の役員を置き、任期は2年とする。

理事長1名 副理事長若干名 理事若干名 監事2名 事務局長1名
事務局主事若干名

第8条（役員選出） 役員は次の方法で定める。（別表1参照）

1 理事長は理事の中から互選する。

2 副理事長は、①高等学校教育研究会家庭部会、②家庭クラブ部会、③技術検定部会、④私立高等学校、⑤事務局校の各代表等をあてる。なお、①高等学校教育研究会家庭部会の代表等とは、「家庭」を専門教科とする校長をいう。

3 理事は会員の中から次の方法で定める。

学科、支部、設置者等を考え、校長、副校長・教頭、家庭科を担当する教諭等（主幹教諭・指導教諭含む）若干名を互選する。人数等については別に定める。

4 監事は会員の中から次の方法で互選する。

専門学科部会に属する学校の副校長・教頭1名（副理事長、理事を除く）、専門学科部会に属する学校の教諭等1名（理事を除く）の構成になるよう互選する。

5 事務局長は事務局校の「家庭」を専門教科とする副校長・教頭1名をあてる。ただし、事務局校に「家庭」を専門教科とする副校長・教頭が不在の場合は、事務局校の「家庭」を専門教科とする教諭等（主幹教諭、指導教諭を含む）から1名選出する。

6 事務局主事は理事長がこれを委嘱する。

第9条（企画委員会） 理事長は諮問機関として企画委員会を置くことができる。企画委員会は理事長の諮問に応じて重要事項を審議する。委員長は理事長が委嘱する。委員会の構成は次のとおりとする。

1 副理事長

2 各部会長、副部会長

3 各委員長、副委員長

4 その他必要と認める理事等若干名

5 事務局長

第10条（顧問） 理事会の推薦により本会に顧問を置くことができる。

第11条（委員） 教科研究委員、会誌編集委員、技術検定委員、家庭クラブ委員の選出は、企画委員会で候補の調整を行う。

第12条（役員の任務） 役員の任務は次のとおり定める。

1 理事長は本会を代表し、会務をつかさどる。

2 副理事長は理事長を補佐し、理事長の事故あるときはこれを代行する。

3 理事は理事会を構成し、会務を審議する。

4 部会長は部会を代表し、会務を総括する。副部会長は部会長を補佐し、部会長の事故ある

ときはこれを代行する。

- 5 委員長は各委員会を代表し、委員会の企画運営にあたる。副委員長は委員長を補佐し、委員長の事故あるときはこれを代行する。
- 6 監事は会計を監査する。
- 7 事務局長は事務局を代表し、事務を総括する。
- 8 事務局主事は理事長の命をうけて事務をつかさどる。

第13条（総会）

- 1 総会は理事長が招集する。
- 2 総会は本会の最高議決機関である。
- 3 総会は定期総会と臨時総会とに分け、定期総会は年1回開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。
- 4 総会を開くことが困難な場合は、理事会をもってこれに代えることができる。

第14条（理事会）

- 1 理事会は総会の意思を代表する審議・議決機関である。
- 2 理事会は必要に応じて理事長が招集する。

第15条（部会の任務） 第6条1、2、3、4の各部会並びに理事会で決定した事項を執行する。

また、必要に応じて理事会に意見を具申することができる。

- 1 専門学科部会の各会は、理事長の諮問に応じ重要事項を審議し、意見を具申することができる。
- 2 研究部会には、教科研究委員会、会誌編集委員会を置き、家庭科教育に関する研究、調査、研究成果の刊行等にあたる。
- 3 技術検定部会は技術検定の実施と運営にあたる。
- 4 家庭クラブ部会は家庭クラブ活動に関する指導並びに企画運営にあたる。

第16条（会費） 本会の経費は各校の分担金及び寄付金その他の収入をもってあてる。

第17条（会計年度） 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

施行	昭和29年5月10日	改正	昭和39年6月14日
改正	昭和43年6月10日	改正	昭和48年5月18日
改正	平成8年5月17日	改正	平成9年5月16日
改正	平成11年5月12日	改正	平成14年5月9日
改正	平成18年5月18日	改正	平成19年5月17日
改正	平成21年5月15日	改正	平成26年5月15日
改正	平成28年5月17日	改正	平成29年5月15日
改正	令和元年5月17日	改正	令和2年4月23日
改正	令和3年4月1日	改正	令和7年4月1日

岡山県高等学校教育研究会家庭部会規程

第1条 岡山県高等学校教育研究会規約第7条の規程による本研究部会は岡山県高等学校教育研究会家庭部会と称する。

第2条 この会の事務局を部会長の勤務する学校に置く。ただし、特別の事情がある場合は、部会長の勤務する学校外の学校に置くことができる。

第3条 この部会は家庭科教育の振興充実を図ることを目的とする。

第4条 この部会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 家庭科教育に関する調査研究
- 2 講習会、講演会、研究会、発表会等の開催並びに助成
- 3 緊急な事項の建議または公表
- 4 その他家庭科教育振興に必要な事項

第5条 この部会は高等学校（高等学校とは中等教育学校後期課程を含むものとする。）の家庭科教育関係の教職員（非常勤講師は除く）をもって組織する。

第6条 この部会には次の役員を置き、任期は2年とする。

部会長1名、副部会長若干名、幹事・監事・主事若干名

第7条 この部会の役員の任務は次のとおりとする。

- 1 部会長は部会を総括する。
- 2 副部会長は部会長を補佐し、部会長の事故あるときはその職務を代行する。
- 3 幹事は幹事会を構成し、会務の企画運営にあたる。
- 4 監事は会計及び会務の執行状況を監査する。
- 5 主事は部会長の命を受け、会計の事務にあたる。

第8条 この部会の会議を分けて総会、幹事会とする。総会は年1回開催し重要事項を審議する。幹事会は必要に応じて開催する。

第9条 この部会の経費は岡山県高等学校教育研究会より配分された経費とその他の収入をもってあてる。

第10条 この部会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

施行	昭和39年4月1日	改正	平成8年5月17日
改正	平成9年5月16日	改正	平成11年5月12日
改正	平成14年5月9日	改正	平成18年5月18日
改正	平成21年5月15日	改正	平成26年5月15日
改正	平成29年5月15日	改正	令和3年4月1日

岡山県高等学校家庭科教育協会
岡山県高等学校教育研究会家庭部会 申合事項

- 1 岡山県高等学校家庭科教育協会理事・岡山県高等学校教育研究家庭部会幹事（以下、理事・幹事という）の互選については、企画委員会がまとめ役となる。選出及び人数は別表１・別表２に定める。任期中に転任した場合、理事・幹事としての資格を失う。その後任務者の選出については、理事長・部会長に一任する。
- 2 家庭科教育協会・家庭部会・技術検定部会の事務局校は、企画委員会がまとめ役となり改選期の前年度の第１回 理事会・幹事会で承認を得る。
- 3 家庭クラブ部会・教科研究委員会・会誌編集委員会の事務局校は輪番とし、改選期の前年度の第１回理事会・幹事会で承認を得る。
 - (1) 家庭クラブ部会の事務局校は、家庭に関する学科を設置する学校（別表３の Kategorie １）の中から選出する。
 - (2) 教科研究委員会の事務局校は、家庭に関する学科以外で「主として専門学科において開設される教科」としての「家庭」に関する科目を置き複数の家庭科常勤教員が配置されている学校（別表３の Kategorie ２・３）の中から選出する。
 - (3) 会誌編集委員会の事務局校は、家庭に関する学科が設置されていない学校（別表３の Kategorie １以外）の中から選出する。
- 4 ２・３の事務局校は、重複しないように選出する。
- 5 会員のうち高等学校の家庭科担当者は、いずれかの部会・委員会に所属する。
- 6 各部会・委員会は、委員の中から必要に応じて運営委員を選出することができる。
- 7 委員が任期中に転任した場合、原則として任務を継続するものとする。
- 8 年度初めに行う理事会・幹事会には、その年度の理事・幹事が参加する。
- 9 家庭科主任には、それに準ずる者を含む。
- 10 会計監査は４月に前年度の会計について、前年度の監事が行う。
- 11 家庭科教育協会・家庭部会主催の会に参加するための旅費は、原則として学校負担とする。ただし、行事を主催する本部役員や各種委員長等の旅費は、一部家庭科教育協会・家庭部会で負担することもある。
- 12 全国家庭クラブ研究発表大会記念基金（原資は平成７年度全国家庭クラブ研究発表大会岡山大会の際の残金）については、岡山県高等学校等家庭科教育の振興・充実・発展につながり、公費等でまかなえないものについて支出することとする。その使い方は、次のとおりとする。
 - (1) 全国家庭クラブ研究発表大会出場への研究補助・激励金
（生徒一人につき 5,000 円 ホームプロジェクト スクールプロジェクト両方）
 - (2) 産業・情報技術等指導者養成研修への参加にかかる経費の補助（原則毎年１～２名）
家庭科教員の資質向上を図るため、協会としては毎年少なくとも１名の参加を奨励。
ただし①伝達講習会の講師 ②会誌「家庭科教育」への寄稿で研修内容を他教員と共有することを求めることとし、対象は公立学校教員とする。

ア 受講費実費（3万円程度）

イ 宿泊費 必要最低限泊数分 [県の規程に準ずる額]

ウ 交通費 [県の規程に準ずる額]

※2名を越える応募があった場合、選考は理事長に一任する。

※産業・情報技術等指導者養成研修自体の定員もあり、希望しても参加できない場合もある。

※私立学校教員が参加する場合は私立学校で費用はまかなうものとする。

(3) その他記念基金を使用する必要がある場合は、会員が事務局に提案し、理事会・幹事会・総会に諮る。

(4) 緊急を要する場合は、理事長、副理事長に委任し、協議決定後、理事会・幹事会・総会で報告する。

(5) (1)～(4)については、本基金がなくなり次第終了する。

13 岡山県高等学校家庭科教育協会規約第6条第1項(1)校長会について、原則第1回校長会は、家庭に関する学科を置く高等学校、家庭コース・系列・類型等のある高等学校の校長及び「家庭」を専門教科とする校長、第2回校長会は家庭に関する学科を置く高等学校の校長及び「家庭」を専門教科とする校長で行う。

14 岡山県高等学校家庭科教育協会規約第6条第1項(2)副校長・教頭会の開催については、校長会に準じて、原則第1回副校長・教頭会は、家庭に関する学科を置く高等学校、家庭コース・系列・類型等のある高等学校の副校長・教頭及び「家庭」を専門教科とする副校長・教頭、第2回副校長・教頭会は家庭に関する学科を置く高等学校の副校長・教頭及び「家庭」を専門教科とする副校長・教頭で行う。

施行	昭和48年5月18日	改正	昭和50年4月25日
改正	昭和53年6月9日	改正	平成8年5月17日
改正	平成11年5月12日	改正	平成14年5月9日
改正	平成18年5月18日	改正	平成21年5月15日
改正	平成26年5月15日	改正	平成28年5月17日
改正	令和元年5月17日	改正	令和2年4月23日
改正	令和3年4月1日		

別表1 岡山県高等学校家庭科教育協会役員

	校 長	副校長・教頭	教 諭 等
理事長	1名		
副理事長	①高等学校教育研究会家庭部会代表、②家庭クラブ部会代表、③技術検定部会代表、④私立高等学校代表、⑤事務局校の校長 なお、①は「家庭」を専門教科とする校長（中等教育学校を含む）		
理 事	上記以外の家庭に関する学科を設置する学校の校長	教科研究委員長、会誌編集委員長、「家庭」を専門教科とする副校長・教頭	岡山県高等学校教育研究会家庭部会から1名、技術検定副部会長、家庭クラブ副部会長、上記以外の家庭に関する学科を設置する学校の家庭（学）科主任
監 事		家庭に関する学科を設置する学校（別表3カテゴリー1）、家庭コース・系列・類型等のある学校（別表3カテゴリー2）の副校長・教頭1名（副理事長、理事を除く）	家庭科教諭等（主幹教諭・指導教諭を含む）から（別表3カテゴリー1、2、3、5）1名（理事を除く）
事務局長		事務局校の「家庭」を専門教科とする副校長・教頭1名（不在の場合には、事務局校の「家庭」を専門教科とする教諭等（主幹教諭、指導教諭を含む）から1名	

別表2 岡山県高等学校教育研究会家庭部会役員

	校 長	副校長・教頭	教 諭 等
部会長	1名（岡山県高等学校家庭科教育協会理事長が兼務）		
副部会長	「家庭」を専門教科とする校長（中等教育学校を含む）	教科研究委員長、会誌編集委員長	
幹 事		上記以外の「家庭」を専門教科とする副校長・教頭（中等教育学校を含む）	①教科研究副委員長、②会誌編集副委員長、③家庭に関する学科を設置する学校から1名、④⑤家庭に関する学科を設置する学校以外の学校から各支部1名（備前・美作支部と備中支部から各1名計2名）
監 事		家庭に関する学科を設置する学校（別表3カテゴリー1）、家庭コース・系列・類型等のある学校（別表3カテゴリー2）の副校長・教頭1名（副理事長、理事を除く）	家庭科主任等（主幹教諭、指導教諭を含む）から（別表3カテゴリー1、2、3、5）1名（理事を除く）
事務局長		1名（岡山県高等学校家庭科教育協会事務局長が兼務）	

*各支部とは備前・美作支部と備中支部とする。

全国高等学校長協会家庭部会岡山県支部規約

第1条（名称） 本会は全国高等学校長協会家庭部会の下部組織であり、全国高等学校長協会家庭部会岡山県支部と称する。

第2条（会員） 家庭に関する学科等を置く高等学校の校長及び家庭に関する科目を置く高等学校等の校長で、全国高等学校長協会家庭部会に加盟している校長とする。

第3条（部会長） 部会長は岡山県高等学校家庭科教育協会理事長が兼ねることとする。

第4条（副部会長） 副部会長 数名

うち3名は岡山県高等学校教育研究会家庭部会の①技術検定部会長、②家庭クラブ部会長、③私立高等学校代表1名とし、それ以外に④全国高等学校長協会家庭部会小学科校長会の理事、⑤事務局校校長、⑥「家庭」を専門教科とする校長がいる場合は副部会長に加えることとする。

第5条（全国理事） 県代表理事1名は部会長とする。

全国理事としては家庭に関する学科を置く高等学校の校長（部会長・副部会長も含む）とする。

第6条（総会） 必要が生じた場合のみ部会長が招集する。

部会長は重要事項の決定の際、必要があるとき総会を招集・開催することができる。

第7条（事務局） この会の事務局を部会長の勤務する学校に置く。ただし、特別の事情がある場合は、部会長の勤務する学校外の学校に置くことができる。

※全国理事 各都道府県から選出される理事の数は、その都道府県の会員数20名までは2名とし、10名までを増すごとに1名を加えた数を基本とする。（全国高等学校長協会家庭部会規約 家庭部会役員の数及び選出に関する細則 第1条 理事より）

施行 令和3年4月1日

改正 令和7年4月1日

申し合わせ事項

- （1） 例年5月開催の①全国理事会・研究協議会、②総会、③中国地区校長会〈東京大会〉（中国地区県代表理事会・研究協議会）、2月実施の④全国理事会・研究協議会には県代表理事（部会長）は原則出席する。他の全国理事の出席は任意とする。
- （2） 全国高等学校長協会家庭部会常務理事には中国ブロック5県から2名選出されるが中国5県での輪番とする（順番等は中国ブロックで決定）。岡山県の順番の場合は県代表理事（部会長）が常務理事になることとする。
- （3） 8月実施の全国高等学校家庭クラブ研究発表大会には岡山県高等学校家庭科教育協会家庭クラブ部会長並びに岡山県高等学校長協会家庭部会長は出席することが望ましい。

施行 令和3年4月1日

改正 令和7年4月1日

全国高等学校長協会家庭部会岡山県支部

	校 長
部会長	1 名 岡山県高等学校家庭科教育協会理事長が兼務する
副部会長	数名 うち 3 名は岡山県高等学校教育研究会家庭部会の①技術検定部会長、②家庭クラブ部会長、③私立高等学校代表 1 名 とし、それ以外に④全国高等学校長協会家庭部会小学科校長会の理事、⑤事務局校校長、⑥「家庭」を専門教科とする校長がいる場合は副部会長に加えることとする。
全 国 理 事	家庭に関する学科を設置する学校の校長（部会長、副部会長を含む） 県代表理事は部会長とする。 ※全国高等学校長協会家庭部会の規約に定められた基本数 各都道府県から選出される理事の数は、その都道府県の会員数 2 0 名までは 2 名とし、1 0 名までを増すごとに 1 名を加えた数を基本とする。（全国高等学校長協会家庭部会規約 家庭部会役員の数及び選出に関する細則 第 1 条 理事）
会 員	全国高等学校長協会家庭部会加盟校長（会費納入済）